

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 外国貿易船等の入出港関係 第 3 節 貨物の積卸し （開庁時間外の貨物の積卸しの届出） 3 - 5 <u>税関官署の開庁時間（法第 19 条に規定する税関官署の開庁時間をいう。以下同じ。）以外の貨物の積卸しの届出を行う者（以下この項において「届出者」という。）が、海上システムを使用して開庁時間外の貨物の積卸しの届出を行う場合は、船舶の名称、貨物の積卸の別、期間等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。この場合において、届出者に「執務時間外貨物積卸届出情報」が配信されるので、当該届出者は、「執務時間外貨物積卸届出確認書」（別紙様式 M - 106 号）を出力することができるものとする。</u> 第 3 章 保税運送関係 第 5 節 特定保税運送の登録等 （特定保税運送の登録） 5 - 1 <u>特定保税運送者（法第 63 条の 2 第 1 項の「特定保税運送者」をいう。以下この節及び次節において同じ。）が、海上システムを使用して特定保税運送（同項の「特定保税運送」をいう。以下この節及び次節において同じ。）を行う場合は、運送しようとする貨物の貨物管理番号等を海上システムに入力し、送信することにより行うものとする。</u> （特定保税運送の受付通知） 5 - 2 <u>前項の規定により登録された特定保税運送が、海上システムにより受け付けられた場合には、特定保税運送者及び倉主等に「個別運送受付情報」が配信されるので、これらの者は、「個別運送受付情報」（別紙様式 M - 123 号）を出力することができる。</u> （特定保税運送の訂正又は取消し） 5 - 3 <u>特定保税運送者が、前項の規定により個別運送が受け付けられた後、当該運送に係る事項について訂正又は取消しを行う場合には、次により行うものとする。</u>	第 1 章 外国貿易船等の入出港関係 第 3 節 貨物の積卸し （執務時間外貨物の積卸しの届出） 3 - 5 <u>執務時間外貨物の積卸しの届出を行う者（以下この項において「届出者」という。）が、海上システムを使用して執務時間外貨物の積卸しの届出を行う場合は、船舶の名称、貨物の積卸の別、期間等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。この場合において、届出者に「執務時間外貨物積卸届出情報」が配信されるので、当該届出者は、「執務時間外貨物積卸届出確認書」（別紙様式 M - 106 号）を出力することができる。</u> 第 3 章 保税運送関係 （新設） （新設） （新設） （新設）

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>(1) 特定保税運送者は、海上システムを使用して受け付けられた特定保税運送の内容を呼び出し、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</u> <u>(2) 上記(1)により訂正を行った場合には、特定保税運送者及び倉主等に「個別運送訂正受付情報」が配信されるので、「個別運送訂正受付情報」(別紙様式 M - 124 号)を出力することができる。</u> <u>また、上記(1)により取消しを行った場合には、特定保税運送者及び倉主等に「個別運送取消通知情報」が配信される。</u> <u>(特定保税運送に係る暫定的取扱い)</u> <u>5 - 4 特定保税運送にあたっては、当分の間、上記 3 - 1 から 3 - 5 までに準じた手続等を行うものとする。ただし、上記 3 - 2 の(2)となった場合においても同項の関係書類の提出は要さないこととし、その場合における上記 3 - 3 の審査にあたっては、保税担当部門は、入力者が特定保税運送者であること及びシステム参加保税地域間の運送であることのみを確認し、速やかに審査終了の登録を行うこととする。</u> <u>第 6 節 特定保税運送の個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認</u> <u>(特定保税運送貨物の発送手続)</u> <u>6 - 1 海上システムを使用して特定保税運送が行われる場合の発送手続等については、税関が特に指示をした場合を除き、「個別運送受付情報（関税法基本通達 34 の 2 - 1 に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」の携行を要しないものとする。</u> <u>なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 4 節 4 - 1 (2) の規定により行うものとする。</u> <u>(個別運送貨物の到着確認)</u> <u>6 - 2 海上システムを使用して特定保税運送が行われた場合の到着確認として貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手続は、前章第 4 節 4 - 1 (1) の規定により行うものとする。</u>	(新設) (新設) (新設)
第 4 章 輸出通関関係	第 4 章 輸出通関関係

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 節 輸出申告 （輸出申告） 1 - 2 通関業者等が海上システムを使用して輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸出事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた輸出申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸出申告番号を入力し、送信することにより行うものとする。 ただし、いずれの場合においても、通関業者が輸出申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控により申告内容を審査した上で、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して輸出申告を行わなければならないので、留意する。 なお、輸出申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても輸出申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸出申告を行うことができ、また、<u>税関官署の開庁時間外</u>に輸出申告の入力をしておくことにより、税関の翌開庁時に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。 第 5 節 積戻し申告 （展示等積戻し申告） 5 の 2 - 2 通関業者等が海上システムを使用して展示等積戻し申告を行う場合は、前項の規定により登録された展示等積戻し申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた展示等積戻し申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び展示等積戻し申告番号を入力し、送信することにより行うものとする。 ただし、いずれの場合においても、通関業者が展示等積戻し申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控により申告内容を審査した上で当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して展示等積戻し申告を行わなければならないので、留意する。 なお、<u>税関官署の開庁時間外</u>に展示等積戻し申告の入力をしておくことにより、税関の翌開庁時に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。 第 6 節 予備審査制による申告	第 1 節 輸出申告 （輸出申告） 1 - 2 通関業者等が海上システムを使用して輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸出事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた輸出申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸出申告番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。 ただし、いずれの場合においても、通関業者が輸出申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控により申告内容を審査した上で、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して輸出申告を行わせなければならないので、留意する。 なお、輸出申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても輸出申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸出申告を行わせることができ、また、<u>税関の執務時間外</u>に輸出申告の入力をしておくことにより、税関の翌開庁時に自動的に輸出申告を行わせることができるものとする。 第 5 節 積戻し申告 （展示等積戻し申告） 5 の 2 - 2 通関業者等が海上システムを使用して展示等積戻し申告を行う場合は、前項の規定により登録された展示等積戻し申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた展示等積戻し申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び展示等積戻し申告番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。 ただし、いずれの場合においても、通関業者が展示等積戻し申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控により申告内容を審査した上で当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して展示等積戻し申告を行わせなければならないので、留意する。 なお、<u>税関の執務時間外</u>に展示等積戻し申告の入力をしておくことにより、税関の翌開庁時に自動的に輸出申告を行わせることができるものとする。 第 6 節 予備審査制による申告

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（予備申告） 6 - 2 予備申告は、前項の規定により予備申告事項の登録を行った後に、所定の欄に輸出申告の予定日及び予備申告である旨の申告条件コード「T」又は「Z」（当該コードの選択は、下記（注）の「予備申告の申告条件コード区分」に従うものとする。）を入力の上、この章第 1 節 1 - 2（輸出申告）の規定に準じて予備申告の登録をすることにより<u>行うものとする。</u> （注）「予備申告の申告条件コード区分」 申告条件コード「T」は、予備申告後、貨物の搬入を確認した後に通関業者等が輸出申告等の入力を行う場合に選択するコード 申告条件コード「Z」は、予備申告後、貨物が搬入されたとき（当該時刻が税関官署の開庁時間外の場合は、翌開庁時間）に通関業者等が自動的に輸出申告等の処理が行われることを希望し、かつ、その時まで輸出申告等の要件が整う場合に選択するコード 第 5 章 輸入通関関係 第 1 節 輸入申告 （輸入申告事項の登録） 1 - 1 輸入申告（輸入（引取）申告（特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る貨物の輸入申告をいう。以下同じ。）を除く。）輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税（以下「関税等」という。）の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第 5 節までにおいて「輸入申告」と総称する。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を海上システムに<u>入力し</u>、輸入申告事項の登録を<u>行うものとする。</u> なお、納税義務者が、MPN 利用方式による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを海上システムに併せて<u>入力するものとする。</u> （輸入申告）	（予備申告） 6 - 2 予備申告は、前項の規定により予備申告事項の登録を行った後に、所定の欄に輸出申告の予定日及び予備申告である旨の申告条件コード「T」又は「Z」（当該コードの選択は、下記（注）の「予備申告の申告条件コード区分」に従うものとする。）を入力の上、この章第 1 節 1 - 2（輸出申告）の規定に準じて予備申告の登録をすることにより<u>行わせるものとする。</u> （注）「予備申告の申告条件コード区分」 申告条件コード「T」は、予備申告後、貨物の搬入を確認した後に通関業者等が輸出申告等の入力を行う場合に選択するコード 申告条件コード「Z」は、予備申告後、貨物が搬入されたとき（当該時刻が税関の執務時間外の場合は、翌開庁時間）に通関業者等が自動的に輸出申告等の処理が行われることを希望し、かつ、その時まで輸出申告等の要件が整う場合に選択するコード 第 5 章 輸入通関関係 第 1 節 輸入申告 （輸入申告事項の登録） 1 - 1 輸入申告（輸入（引取）申告（特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項（申告特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る<u>指定貨物（同条第 1 項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告をいう。以下同じ。）を除く。）輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税（以下「関税等」という。）の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第 5 節までにおいて「輸入申告」と総称する。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を海上システムに<u>入力させ</u>、輸入申告事項の登録を<u>行わせるものとする。</u></u> なお、納税義務者が、MPN 利用方式による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項（<u>事前届出</u>）の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを海上システムに併せて<u>入力させるものとする。</u> （輸入申告）

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
1 - 2 通関業者等が海上システムを使用して輸入申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた輸入申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸入申告番号を入力し、送信することにより、<u>行う</u>ものとする。 ただし、いずれの場合であっても、通関業者が輸入申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して輸入申告を<u>行わ</u>なければならないので、留意する。 なお、輸入申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても輸入申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸入申告を<u>行う</u>ことができ、また、<u>税関官署の開庁時間外</u>に輸入申告の入力をしておくことにより、税関の翌開庁時に自動的に輸入申告を<u>行う</u>ことができるものとする。 第 2 節 輸入（引取）申告 （輸入（引取）申告） 2 - 2 通関業者等が海上システムを使用して輸入（引取）申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入（引取）申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた輸入（引取）申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸入（引取）申告番号を入力し、送信することにより、<u>行う</u>ものとする。ただし、いずれの場合であっても、通関業者が輸入（引取）申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して輸入（引取）申告を<u>行わ</u>なければならないので、留意する。 なお、輸入（引取）申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても輸入（引取）申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸入（引取）申告を<u>行う</u>ことができ、また、<u>税関官署の開庁時間外</u>に輸入（引取）申告の入力をしておくことにより、税関の翌開庁時に自動的に輸入（引取）申告を<u>行う</u>ことができるものとする。 第 5 節 予備審査制による申告・申請	1 - 2 通関業者等が海上システムを使用して輸入申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた輸入申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸入申告番号を入力し、送信することにより、<u>行わせる</u>ものとする。 ただし、いずれの場合であっても、通関業者が輸入申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して輸入申告を<u>行わせ</u>なければならないので、留意する。 なお、輸入申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても輸入申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸入申告を<u>行わせる</u>ことができ、また、<u>税関の執務時間外</u>に輸入申告の入力をしておくことにより、税関の翌開庁時に自動的に輸入申告を<u>行わせる</u>ことができるものとする。 第 2 節 輸入（引取）申告 （輸入（引取）申告） 2 - 2 通関業者等が海上システムを使用して輸入（引取）申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入（引取）申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた輸入（引取）申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸入（引取）申告番号を入力し、送信することにより、<u>行わせる</u>ものとする。ただし、いずれの場合であっても、通関業者が輸入申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して輸入（引取）申告を<u>行わせ</u>なければならないので、留意する。 なお、輸入（引取）申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても輸入（引取）申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸入（引取）申告を<u>行わせる</u>ことができ、また、<u>税関の執務時間外</u>に輸入（引取）申告の入力をしておくことにより、税関の翌開庁時に自動的に輸入（引取）申告を<u>行わせる</u>ことができるものとする。 第 5 節 予備審査制による申告・申請

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（予備申告等） 5 - 2 予備申告等は、前項の規定により予備申告等に係る事項の登録を行った後に、所定の欄に輸入申告等の予定日及び予備申告等である旨の識別コード「Ｔ」又は「Ｚ」（当該コードの選択は、下記（注）欄の「予備申告等の申告条件コード区分」に従うものとする。）を入力の上、この章第 1 節 1 - 2（輸入申告）第 2 節 2 - 2（輸入（引取）申告）又は第 4 節 4 - 2（蔵入・移入・総保入承認申請）に準じて予備申告等の登録をすることにより行わせるものとする。 （注）「予備申告等の申告条件コードの区分」 申告条件コード「Ｔ」は、予備申告等の後、貨物が搬入された後に、通関業者等が輸入申告等の入力を行う場合に選択するコード 申告条件コード「Ｚ」は、予備申告等の後、貨物が搬入され、倉主等による搬入確認が行われた時（当該時刻が税関官署の開庁時間外の場合は、翌開庁時刻）に、通関業者等が自動的に輸入申告等の処理が行われることを希望し、かつその時までに輸入申告等の要件が整う場合に選択するコード 第 7 節 修正申告 （修正申告入力控の提出及び修正申告） 7 - 2 通関業者等が海上システムを使用して修正申告を行う場合は、前項の規定により配信された「修正申告入力控情報」を「修正申告入力控」として出力し、次表に掲げる部数に当該修正申告に係る「輸入申告控」、「輸入許可通知書」又は輸入申告書等の必要書類を添付し、修正申告を行う税関官署の通関担当部門に提出し、税関の確認を得た後、税関官署の開庁時間内に修正申告を行うものとする。この場合における提出書類のうち税関控用には、「輸入申告控」及び「輸入許可通知書」の添付を省略して差し支えない。 なお、修正申告に当たっては、この章第 1 節 1 - 2（輸入申告）ただし書の規定を準用する。 （削除）	（予備申告等） 5 - 2 予備申告等は、前項の規定により予備申告等に係る事項の登録を行った後に、所定の欄に輸入申告等の予定日及び予備申告等である旨の識別コード「Ｔ」又は「Ｚ」（当該コードの選択は、下記（注）欄の「予備申告等の申告条件コード区分」に従うものとする。）を入力の上、この章第 1 節 1 - 2（輸入申告）第 2 節 2 - 2（輸入（引取）申告）又は第 4 節 4 - 2（蔵入・移入・総保入承認申請）に準じて予備申告等の登録をすることにより行わせるものとする。 （注）「予備申告等の申告条件コードの区分」 申告条件コード「Ｔ」は、予備申告等の後、貨物が搬入された後に、通関業者等が輸入申告等の入力を行う場合に選択するコード 申告条件コード「Ｚ」は、予備申告等の後、貨物が搬入され、倉主等による搬入確認が行われた時（当該時刻が税関の執務時間外の場合は、翌開庁時刻）に、通関業者等が自動的に輸入申告等の処理が行われることを希望し、かつその時までに輸入申告等の要件が整う場合に選択するコード 第 7 節 修正申告 （修正申告入力控の提出及び修正申告） 7 - 2 通関業者等が海上システムを使用して修正申告を行う場合は、前項の規定により配信された「修正申告入力控情報」を「修正申告入力控」として出力させ、次表に掲げる部数に当該修正申告に係る「輸入申告控」、「輸入許可通知書」又は輸入申告書等の必要書類を添付させて、修正申告を行う税関官署の通関担当部門に提出させ、税関の確認を得た後、税関の執務時間内に修正申告を行わせるものとする。この場合における提出書類のうち税関控用には、「輸入申告控」及び「輸入許可通知書」の添付を省略して差し支えない。 なお、修正申告に当たっては、この章第 1 節 1 - 2（輸入申告）ただし書の規定を準用する。 第 6 章 臨時開庁承認申請 （申請の方法） 1 - 1 臨時開庁承認申請を行おうとする者（以下この章において「申請者」という。）が海上システムを使用して当該申請を行う場合は、海上システムの臨時開

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>庁承認申請業務を利用して利用者コード、開庁開始月日、開庁開始時刻等を海上システムに登録することにより行わせるものとする。</u> <u>なお、積卸コンテナリストの提出に係る臨時開庁承認申請については、あらかじめ申請者から税関に承認申請についての申し出を行わせた上で行わせるものとし、予備申告等に係る輸入申告等の臨時開庁承認申請については、予備申告等の審査区分が簡易審査扱い（区分 1）の場合又は書類審査扱い（区分 2）で審査終了の登録が行われている場合は、あらかじめ税関に承認申請についての申し出を行わせた上で税関の執務時間外に行わせるものとする。</u> <u>（関係情報の配信及び出力）</u> <u>1 - 2 前項の規定による臨時開庁承認申請の登録が海上システムによる処理の結果、受理されたときは、申請者に対して、「臨時開庁承認申請控情報」又は「臨時開庁承認通知情報」が配信されるので、必要に応じ「臨時開庁承認申請控」（別紙様式 M - 362 号）又は「臨時開庁承認通知書」（別紙様式 M - 363 号）として出力することができる。</u> <u>（申請結果の通知）</u> <u>1 - 3 税関による臨時開庁承認申請の審査結果の登録及び当該登録による予納手数料の引落し処理結果について、当該申請の全部若しくは一部を承認する場合又は当該申請の全部を不承認とする場合は、海上システムを通じてそれぞれ、その旨を申請者に通知する。</u>